

## 告 示

### 埼玉県告示第八百五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年七月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年六月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人モクイエ
- 三 代表者の氏名  
高橋 秀彰
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県上尾市大字堤崎四百四十四番地十八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、広く市民に対し、森林資源の優れた価値及び地域材を使った木造建築に関する啓発普及活動を通じて、地域の木造建築技術の継承と発展、安全性及び快適性の向上、建築価格の適正化を図る活動を推進し、もって生活文化の向上に寄与することを目的とする。